

催しにおいて対象火気器具等を取り扱うイベント主催者及び出店者様へ

平成 25 年 8 月 15 日に発生した京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、平成 26 年 8 月 1 日から大船渡地区消防組合火災予防条例が改正されています。

屋内・外での催しにおける消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、次の①から③までの器具(対象火気器具等)を使用する場合は、露店、屋台その他これらに類するもの(露店等)の開設の有無にかかわらず、消火器の準備が義務化されます。

①火を使用する器具

②その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、液体・固体・気体燃料を使用する器具

③その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、電気を熱源とする器具

【例】ガスグリル、コンロ、電熱器、炭火焼き鳥器、蒸し器、石油・電気ストーブ、発電機等

対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合について、事前の届出が義務化されます。

火災予防上のポイント



◎火災発生に備え、対象火気器具等の近くに消火器を準備する。
※消火器の準備が義務化されました。

- ◎ガソリンは金属製容器で貯蔵し、高温の場所や直射日光を避け、通気性の良い場所に保管する。
- ◎容器の蓋を開ける前に圧抜きをする。



- ◎燃料補給の際は、必ずエンジンを停止してから給油する。
- ◎火気から離れた位置で使用する。
- ◎長時間稼働の際は、適時にエンジンを停止させ、加熱に注意。

- ◎ポンベは水平な場所に、鎖等で転倒防止措置を講じる。
- ◎直射日光や火気の近くを避け、風通しの良い場所に設置する。
- ◎使用後は器具栓だけでなく、元栓も閉めること。



問合せ先	大 船 渡 消 防 署	予防係	0192-27-2119
	大船渡消防署住田分署	予防係	0192-46-2119
	大船渡消防署三陸分署	予防係	0192-44-2119
	三陸分署綾里分遣所	予防係	0192-42-2119

※申請・届出様式は、「大船渡地区消防組合」ホームページをご覧ください。